第四十四条第二項中「様態」を「態様」に改める。

第八十条中「多機能型事業所に係る」を「多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

2　利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第五条第五項及び第六十六条第四項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

第八十二条中「多機能型事業所は」を「多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は」に改め、「（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあっては、五人以上）」を削り、同条に次の四項を加える。

2　利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

3　前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4　第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第十一条、第五十九条及び第六十九条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5　離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号（表面）中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

様式第十六号㈡中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

様式第十七号㈣中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号（表面）中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第四十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「四万七千六百六十円十六銭」を「四万六千六百八円十七銭」に、「0.3960」を「0.3940」に、「868円80銭」を「883円68銭」に改め、同号ロ中「〇・〇九六四一〇」を「〇・〇九三八〇四」に、「0.000000753」を「0.000000735」に、「0.007436」を「0.008506」に改め、同項第二号イ中「九千二百五十五円三十五銭」を「九千二百九十八円九十九銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一八六五八〇三六七六一」を「〇・〇一九二九七〇八三七六八七」に改め、同項第三号イ中「一万九百二円二十銭」を「一万千五百二十五円九十九銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一四八九五七四七二一二」を「〇・〇一五八二六五一七四四五」に改め、同条第二項中「五十万円」を「五十一万円」に、「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第三項中「九千二百五十五円三十五銭」を「九千二百九十八円九十九銭」に、「〇・〇一八六五八〇三六七六一」を「〇・〇一九二九七〇八三六八七」に、「十三万円」を「十四万円」に、「130,000円」を「140,000円」に、「9,255円35銭」を「9,298円99銭」に、「0.018658036761」を「0.019297083687」に改め、同条第四項中「一万九百二円二十銭」を「一万千五百二十五円九十九銭」に、「〇・〇一四九五七四七二一二」を「〇・〇一五八二六五一七四四五」に、「十万円」を「十二万円」に、「100,000円」を「120,000円」に、「10,902円20銭」を「11,525円99銭」に、「0.014895747212」を「0.015826517445」に改める。

附則第四条の二（見出しを含む。）中「平成二十二年度までの各年度」を「平成二十三年度までの各年度」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「四万七千六百六十円十六銭」を「四万六千六百八円十七銭」に、「四万八千七百八十三円八十六銭」を「四万七千五十六円六十四銭」に、「0.3960」を「0.3940」に、「0.4047」を「0.3974」に、「868円80銭」を「883円68銭」に、「964円51銭」を「937円58銭」に、「〇・〇九六四一〇」を「〇・〇九三八〇四」に、「〇・一〇四八二六」を「〇・〇九五三八二」に、「0.000000753」を「0.000000735」に、「0.000000818」を「0.000000752」に、「0.007436」を「0.008506」に、「0.008171」を「0.008111」に、「九千二百五十五円三十五銭」を「九千二百九十八円九十九銭」に、「九千八十三円八十五銭」を「九千二百二十二円二十八銭」に、「〇・〇一八五六九四五九五五九」を「〇・〇一九二一七九一六八七三」に、「9,255円35銭」を「9,298円99銭」に、「9,083円85銭」を「9,222円28銭」に、「0.018658036761」を